

山下（真）議員（民主県政会）

平成 27 年 2 月 19 日

教育長答弁実録

（教育委員会）

（問）「公立小学校の適正配置等に関する手引」に係る県の役割について

事務次官通知においては、都道府県教育委員会に対して「域内の市町村教育委員会において手引が積極的に活用され、地域の実情に応じた活力ある学校づくりの検討・実施が適切に行われるよう必要な指導、助言又は援助に取り組む」ように指示し、手引では「組織的・計画的な指導・助言・援助をおこなう」ために「地域の実態を十分に踏まえて、学校規模の適正化や小規模校を存置する場合の充実策等に関するガイドラインを策定する」ことなど、具体的な支援策について例示している。

そこで、手引で示された県教育委員会の役割をどのように受け止め、具体的な支援策をどのようなスケジュールで策定する考えなのか、教育長に伺う。

（答）

文部科学省が本年 1 月に策定しました「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」においては、都道府県教育委員会に期待される役割として、

- ・ 基準やガイドライン、手引などの作成
- ・ 情報提供機能の強化
- ・ カリキュラム開発への支援
- ・ 財政面・人事面での支援

などが示されたところでございます。

これらの役割は、県内の学校教育の充実発展に責任を持つ立場から、県教育委員会が、市町のニーズや実情を踏まえた適切な指導・助言・援助を行うことを期待したものと受け止めております。

県教育委員会といたしましては、これまでも、「小中学校教育環境充実支援事業」などにより、市町が行う小中学校の適正配置への支援に努めてきたところであり、今後とも市町の検討状況や要望などをしっかりと聞きをし、必要な支援を検討してまいりたいと考えております。